

## 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号及び同法施行規則第 23 条の規定に基づき、業務の健全性及び適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しております。

### 1. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫及び当金庫の子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という)は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定します。
- (2) 当金庫グループは、「コンプライアンス統括責任者」のもとにコンプライアンスを一元的に管理する統括部署を設置するとともに、リーガルチェック等を行う相互牽制機関として「コンプライアンス委員会」を設置します。また、本部及び営業店等毎に「コンプライアンス管理者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。
- (3) 当金庫グループは、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者及び顧問弁護士に通報・相談等を行うことができる受付窓口を設置します。
- (4) 当金庫グループは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」や遮断手続きに関する規程・要領等を定めるとともに、職員の安全を確保しつつ、不当な要求に対しては断固拒絶するための体制を構築します。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

### 2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理します。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会および各会議の議事は、議事録を作成し適切に保存・管理します。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

### 3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- (1) 当金庫の代表理事は、子法人等の代表取締役との定例報告会において、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち、重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受けます。
- (2) 内部監査部門は、定期的には又は必要に応じて、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告します。
- (3) 当金庫は、子法人等における業務の決定及び執行が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務します。

#### 4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、当金庫グループの適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」に基づく「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定するとともに、「統合的リスク管理要領」とリスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫は、当金庫グループのリスクを一元的に管理する統括部署及びリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保します。また、リスク管理方針に基づき資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に係る部門を「リスク管理委員会」とします。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に速やかに報告します。
- (4) 当金庫グループは、大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理計画書」に基づいて危機管理態勢を整備します。
- (5) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

#### 5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその補佐機関としての常勤理事会を一体化した審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常勤理事会規程」に定めます。
- (2) 業務執行等に関する重要事項については、あらかじめ常勤理事会において協議を行い、その審議を経て執行の決定を行います。
- (3) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- (4) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、各委員会及び担当理事等の判断に委ねます。
- (5) 子法人等に係る管理主管部署は、子法人等の事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告するとともに、子法人等から求めがあるときは、当該業務を支援します。

#### 6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
- (2) 監事とその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置します。

#### 7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。

- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとします。

#### **8. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制**

- (1) 理事及び職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告することとします。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
- ① 理事会(子法人等においては取締役会)及び常勤理事会で決議された事項
  - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ③ 経営状況に関する重要な事項
  - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ⑤ 重大な法令・定款違反
  - ⑥ 公益通報の状況及び内容
  - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとします。
- (3) 監事は、当金庫グループの役職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
- (4) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて当金庫グループの役職員に対して説明を求めることができます。
- (5) 当金庫は、当金庫グループの役職員が監事への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当金庫グループの役職員に周知します。

#### **9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監事は、監事監査基準に基づき、理事会その他重要な会議への出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行います。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用します。
- (3) 当金庫は、監事とその職務の執行について生ずる費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

#### **10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当該業務の主管部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (2) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、コンプライアンス統括部署や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (3) 監事及び内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行います。また、監査の対象とできない当金庫の子法人等の業務については、当該業務の主管部署等による管理状況を監査対象とします。

以上

平成25年 3月29日 制定

平成27年 7月 1日 改定

平成28年 7月 1日 改定